

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1158））

2. 日 時：平成30年7月27日 10時00分～11時30分
13時30分～20時00分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

中川上席安全審査官、正岡主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、矢野審査
チーム員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 調査役 他26名

東北電力株式会社：原子力品質保証室 課長 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部

安全強化プロジェクト管理グループ 副長 他6名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他4名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 担当 他4名

中国電力株式会社：電源事業本部（品質保証） 副長 他7名

電源開発株式会社：原子力技術部 品質保証室 総括マネージャー 他4名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、7月24日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書、設置許可との整合性に関する説明書、要目表、燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書、非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書、圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書等について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書関係】

○主蒸気逃がし安全弁の吹出量の公称値について、総吹出量の記載がないため追記すること。

【燃料体等の落下等による使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書関係】

○当該説明書について、技術基準規則第26条の基本設計方針と差分があることから、その考え方を整理して提示すること。

○重量物として抽出された設備等の落下防止対策について網羅的に整理して提示すること。

○燃料集合体の水中での抗力係数の設定について、抗力係数測定試験結果やCFD解析での検証などを整理した上で、全体として設定の考え方が分かるよう提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ V-1-10-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）
- ・ 補足説明（東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について）
- ・ V-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 V-4-1 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書
- ・ V-1-4-3 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書
- ・ V-1-8-4 圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 計測制御系統施設のうち制御用空気設備（非常用逃がし安全弁駆動系）（添付書類）
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-2【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ 工事計画添付書類に係る補足説明資料 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭について
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書のうち 補足-200-1【安全弁及び逃がし弁の必要な吹出量の設定根拠】
- ・ 工事計画添付書類に係る補足説明資料 圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭について